

砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱

(設置目的)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「砺波地域」という。）は、砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を次条に掲げるとおり砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に置く。

(専門部会等の所掌事項)

第2条 専門部会等は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関すること。
- (2) 課題解決のための調査研究に関すること。
- (3) 地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関すること。
- (4) 地域課題の対応策の検討に関すること。

(設置する専門部会等及び審議する事項)

第3条 設置する専門部会等及び審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 障害児部会

- ア 障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- イ 障害児等の支援の連携に関すること。
- ウ 医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関すること。
- エ 障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関すること。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(2) 就労支援部会

- ア 障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- イ 障害者等の就労の支援の連携に関すること。
- ウ 障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関すること。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(3) 地域生活支援部会

- ア 障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- イ 障害者等の地域生活の支援の連携に関すること。
- ウ 障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関すること。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(4) 相談支援事業所連絡会

- ア 相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関すること。

- イ 地域課題解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- ウ 困難事例の検討に関すること。
- エ 相談支援専門員の資質向上に関すること。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(5) サービス事業所連絡会

- ア 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関すること。
- イ 現場職員等の資質向上に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(6) 当事者委員会

- ア 砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関すること。
- イ 当事者の意見等を発表する場に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(7) 権利擁護・虐待防止委員会

- ア 砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関すること。
- イ 砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(8) 障害者差別解消支援委員会

- ア 障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関すること。
- イ 当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(専門部会等の委員)

第4条 専門部会等に属すべき委員（以下「部会員等」という。）は、協議会の会長が任命する。

(部会員等の任期)

第5条 部会員等の任期は、当該部会員等の指名の日から設置要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。

2 部会員等が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等及び副部会長等)

第6条 専門部会等に部会長、委員長（以下「部会長等」という。）及び副部会長、副委員長（以下「副部会長等」という。）を置く。

2 部会長等及び副部会長等は、次項で規定する方法により、部会員等のうちから選出することを基本とする。

3 部会長等は、部会員等の互選によりこれを定める。

4 副部会長等は、部会委員等のうちから部会長等が指名する。

5 部会長等は、専門部会等を代表し、会務を総理する。

6 副部会長等は、部会長等を補佐し、部会長等に事故があるとき又は部会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会等会議)

第7条 専門部会等の会議は、部会長等が招集し、その議長となる。

2 専門部会等は、必要があると認めるときは、専門部会等の会議に関係者を出席させることができる。

3 専門部会等の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 部会員等及び専門部会等に出席した者は、正当な理由なく、専門部会等へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。部会員等を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 専門部会等の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに主任相談支援専門員及び基幹相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関し必要な事項は、専門部会等で協議の上定める。

附 則 (令和2年6月30日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。